平成２４年（フ）第７１７３号
東京都世田谷区喜多見５丁目17―４―205
債務者　松井　秀夫
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２３９号
東京都足立区鹿浜７丁目23―13―201
債務者　浅野　真弓
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９１号
静岡市駿河区小鹿402番地の１　小鹿なでしこ苑、旧住所静岡市駿河区東新田４丁目１番２―704号
債務者　長谷川喜久江
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１７号
静岡市清水区下野東11番５号
債務者　中塚　恵美
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１号
栃木県小山市駅東通り１丁目11番８号　ヒーローレジデンスＢ棟101号
債務者　郡司　　治
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第８６号
北海道川上郡弟子屈町字当別274番地13
債務者　木村　英一
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
釧路市大楽毛西１丁目２番19号
債務者　石戸谷尚子（旧姓長原・村上）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２５号
長崎県松浦市志佐町田ノ平免134番地、従前の住所長崎県平戸市田平町小手田免433番地
債務者　小野　洋一
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
長崎県松浦市調川町上免1211番地
債務者　多良アイ子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
長崎県松浦市御厨町北平免172番地
債務者　浜野奈津美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
静岡県浜松市中区幸１丁目５番17号　フローエスハイム幸402
債務者　江崎幸雄こと　エザキ　ウイリアム　ユキオ
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
静岡県浜松市中区幸１丁目５番17号　フローエスハイム幸402
債務者　江崎ダニエラこと　コイケ　ダニエラ　クリスチーナ　クバイアシ
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５号
茨城県つくば市谷田部1054番地47
破産者　有限会社小林設計事務所
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３８０号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1654番地４
破産者　木村　文良
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋９番地29
破産者　榊原　節子
1　決定年月日　平成24年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係